

## 【町民向け】

### 幼児教育・保育の無償化に関するよくあるQ & A（令和元年6月20日時点）

#### Q1：3～5歳児は全員対象ですか？

A1：1号認定：満3～5歳児は全員対象となります。保育の必要性は問いません。

2・3号認定：4月1日時点で3～5歳児（クラス年齢）の保育の必要性のある児童が対象となります。0～2歳児については、住民税非課税世帯で保育の必要性のある児童が対象。

例1：認可保育所等→3～5歳児（0～2歳児の住民税非課税世帯）。

例2：認可外保育施設→認可保育所等に申込をして保留になった児童（いわゆる待機児童）で、認可外保育施設に通っている3～5歳児。認可保育所等の認定証が必要となります。

※元々認可外保育施設を希望して利用している児童のうち、認可保育所等では保護者のニーズを満たしていない等のやむを得ない理由がある場合は、理由書を添付することで対象となることがあります。

#### ●主なやむを得ない理由●

- (1) 現在通っている認可外保育施設を継続して利用するため。
- (2) 利用可能な保育所等では、就労等により保育所等の利用を希望する時間帯の保育が行われていないため。
- (3) 利用可能な保育所等は、自宅や職場から遠いなど地理的に希望に合っていないため。
- (4) 兄弟姉妹が認可外保育施設に通っており、同じ施設に通わせたいため。

#### Q2：払っている利用料全てが無償化の対象となりますか？

A2： 今回の無償化の対象経費は、「保育料のみ」となります。そのため、給食費、教材費、送迎費など無償化の対象とならない費用については、保護者からの実費徴収となります。※ただし、月額上限額あり。

#### Q3：無償化の対象となるための手続きは必要ですか？

A3： 保育所、小規模保育、認定こども園（保育所として利用）に通っている人は、手続きは不要です。

認定こども園（幼稚園として利用）、新制度の私立幼稚園、公立幼稚園に通っている人も手続きは不要ですが、「保育の必要性」があり、預かり保育を利用している場合（する場合）は手続きが必要となります。

新制度に移行していない私立幼稚園や認可外保育施設、ファミリーサポートセンターなどを利用している人は手続きが必要となります。手続方法の詳細については決まり次第、広報ちやたん及び北谷町ホームページでお知らせいたします。

**Q4：無償化の具体的な方法はどのようになるのですか？**

**A4：（1）認可保育所等に入所している児童**

保育料が0円となるため、10月から保育料の支払い自体がなくなります。

※給食費等は実費。

**（2）認可外保育施設等を利用している児童**

四半期ごとの償還払い方法になります。すなわち、保護者は一旦施設へ利用料を支払い、四半期ごと（4～6月、7～9月、10～12月、1～3月）に町に施設等利用費請求書を提出し、後日北谷町から対象経費（保育料のみ）が支払われます。

※認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指す。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業及びファミリーサポート・センター事業